

水戸市告示第120号

平成28年4月27日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定の請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成28年4月28日

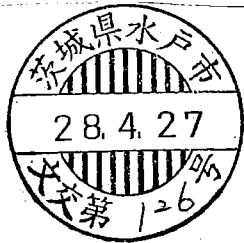
水戸市長 高橋 靖

1 請求代表者の住所及び氏名

水戸市堀町768番地の2	田 中 重 博
水戸市千波町464番地の89	丸 山 幸 司
水戸市堀町2023番地の15	佐 藤 篤
水戸市双葉台5丁目19番地の2	菅 野 法 子
水戸市堀町976番地の12	岩清水 理
水戸市下国井町1206番地	大曾根 紀 雄

2 「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求の要旨

別紙のとおり



「新・水戸市民会館計画」及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求書

水戸市住民投票条例制定請求の要旨



1、請求の要旨

又字未消了字加入

水戸市は、事業費300億円以上の新・市民会館建設計画を、以下の理由により、いったん白紙に戻し、市民や演奏家団体、有識者等の参加で、縮小した適正な計画に作り直すべきです。

(1) この計画は、市が「水戸市第6次総合計画・財政計画」で68億円と策定した事業費を、主に市長の独断で、その4倍以上に変更したものです。市民へのアンケートや意見公募は、形式的かつ事後承諾的に行われただけで、市民の回答は極端に少なく、市民要望の調査は全く不十分です。市民会館の規模、立地場所、施設内容、利用料金、駐車場等について1万人規模のアンケート調査などを実施すべきです。

(2) 市民の税金を巨額に浪費の浪費・無駄遣いすることになる。

この事業費300億円は、27万人市民の一人当たり11万円に相当し、過大で、次世代まで多額の負担を負わせます。公有地などに旧市民会館と同規模のものを建てれば、費用は70億円以下で済みます。

四大プロジェクトのうち、東町運動公園のメインアリーナは、「スポーツコンベンションの拠点」「観客席約3,700席」「大規模な大会が運営しやすい施設」とされ、新・市民会館と重複し、巨大な市民会館は不要です。また、隣接する水戸芸術館の自主公演を否定した現時点での管理・運営を改善し、水戸芸術館条例の改廃を前提に、施設使用料をきちんと定め、広く一般市民に開放すれば、全体として効率的な運用が可能です。

(3) 利権政治の疑惑

この計画は、市街地再開発事業(103億円を計上)により、特定の企業(伊勢甚)に約30億円以上の巨額の税金を提供するものであり、特定企業との癒着、利権政治の産物という批判を免れません。

(4) 施設建設後の収支、修繕費や維持費の増大等の将来負担

巨大な市民会館の必要性は説得力がなく、需要調査もされておらず、稼働率の見込みも全く不透明です。修繕費や維持管理費など収支計画も策定されておらず、根本的に練り直すべきです。

(5) 駐車場の不備と交通渋滞

予定地周辺の道路は一方通行が多く、多数の車が一時に集中すると、交通渋滞は必至です。専用駐車場が300台分では明らかに不足で、利用者は右往左往し、開演(開会)に間に合わない事態が予想されます。

(6) 市民参加による公共施設づくり、都市づくりで街のにぎわいを

市民会館は、市民の利用しやすい、身の丈に合った、市民のための施設にすべきです。コンベンションやイベントは、一過性のものであり、水戸市の活性化やにぎわいをもたらす保証はありません。

2、請求代表者

- 水戸市堀町768-2 茨城大学名誉教授 田中重博 昭和22年6月27日生 男
- 水戸市千波町464-89 弁護士 丸山幸司 昭和45年8月6日生 男
- 水戸市堀町2023-15 ピアニスト 佐藤篤 昭和24年5月26日生 男
- 水戸市双葉台5-19-2 団体役員 菅野法子 昭和20年4月25日生 女
- 水戸市堀町976-12 団体役員 岩清水 理 昭和21年10月16日生 男
- 水戸市下国井町1206 労働組合役員 大曾根紀雄 昭和15年2月3日生 男

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

平成28年⁴27²⁷月3日

水戸市長 高橋 靖 様